

# 崎県公報

平成20年10月1日(水曜日)号外 第52号

癷 行 空 印 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

#### 次 目

○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則……(行政経営課) 1 ○証明手数料徴収規則別表六県税等に関する証明

○証明手数料徴収規則の一部を改正する規則………(財政課) 1

○宮崎県財務規則の一部を改正する規則………(財政課) 1

頁∶○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱

事務の範囲を定める告示の一部改正……(財政課) 2

の項単位の欄の別に定める一件の計算の基準……(税務課)2

大条の二十一第一項各号に掲 算の基準は

## 

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十年十月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 宮崎県規則第五十八号

#### 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成十年宮崎県規則第十五号)の一部を次 のように数正する。

第十五条第一号及び第三号中「県税に係る」を「県税及び地方法 人特別税に係る一に改め、同条第五号及び第六号中「県税一の下に 「及び地方法人特別税」を加え、同条第七号から第九号までの規定 中「県税に係る」を「県税及び地方法人特別税に係る」に改める。 第八十九条第一号から第五号まで、第七号、第九号及び第十号中 「県税」の下に「及び地方法人特別税」を加える。

第九十一条の表管理課の頃並びに納院第一課及び納院第二課の頃 第二号、第三号及び第六号中「県税」の下に「及び地方法人特別税」 を加え、同表課税第一課及び課税第二課の項第三号から第五号まで の規定中「及び地方消費税等」を「、地方消費税等及び地方法人特 別税」に改め、同項第九号中「及び地方消費税等(産業廃棄物税を 徐く。)」を「、地方消費悦等(産業廃棄物税を徐く。)及び地方 法人特別税」に改め、同項第十号及び第十一号中「及び地方消費税 等」を「、地方消費税等及び地方法人特別税」に改め、同表自動車 取得税課の項第一号及び第二号中「県税」の下に「及び地方法人特 別院一を加える。

温 張

この規則は、公布の日から施行する。

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十年十月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第五十九号

#### 証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則(昭和三十二年宮崎県規則第二十六号)の一 部を吹のように改正する。

別表六の項を次のように改める。

一件につき 四百円 大 県税等に関 1 地方税法施行令(昭和二十 する证明 石年效令第二百四十五号)第 (1年の計

1/// 0111   45/ H./hab 2040	Amily O THUNG ~	
げる事項の証明。ただし、道	別に定める)	
路運送車両法(昭和二十六年		
法律第百八十五号)第九十七		
条の二第一項及び鉱業法施行		
規則(昭和二十六年通商産業		
省令第二号)第四条の二(同		
規則第二十条第四項において		
準用する場合を含む。以下同		
じ。)に規定する滞納がない		
ことの証明を除く。		
2 その他県税に関する事項の	匣	四世田
証明。ただし、鉱業法施行規		
則第四条の二に規定する滞納		
していることが天災その他や		
むを得ない事由によるもので		

学 三

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十年十月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 阿哈里斯巴第六十号

#### 宮崎県財務規則の一部を改正する規則

あることの証明を除く。

宮崎県財務規則(昭和三十九年宮崎県規則第二号)の一部を吹の ように数圧する。

第五条第五号中「並びに収入証紙」を「、地方法人特別税に係る 徴収金の受入れ並びに収入証紙」に改め、同条第五号の二中「並び に収入証紙の出納及び保管並びに始動票札一を「、地方法人特別税 に係る徴収金の受入れ、収入証紙の出納及び保管、始動票札一に改 2 10°

第百四十一条第一項第二号に、次のように加える。

オ 地方法人特別税に係る徴収金

別表第三県税・総務事務所の出納員の項中「収納」の下に「並び に地方法人特別税に係る徴収金の受入れ一を加える。

至 三

この規則は、公布の日から施行する。

# 告示

#### **阿福県告示第七百二十六号**

正する。る告示(平成十六年宮崎県告示第二十一号)の一部を次のように改具の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定め

平成二十年十月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

びに」を加える。よ銀行の項中「県税及び」の下に「地方法人特別税に係る徴収金並庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改め、同表株式会社ゆうち収納代理金融機関の表商工組合中央金庫の項中「商工組合中央金

#### 

は、次のとおりとする。 六県税等に関する証明の項単位の欄の別に定める一件の計算の基準証明手数料徴収規則(昭和三十二年宮崎県規則第二十六号)別表

百二十一号)は、廃止する。の欄の別に定める一件の計算の基準(昭和五十年宮崎県告示第千四なお、証明事務手数料徴収規則別表六県税に関する証明の項単位

平成二十年十月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- が異なるごとに一件とする。
  )又は課稅客体(不動産取得稅、自動車稅及び鉱区稅に限る。)、業年度とし、個人の事業稅にあってはその所得の生じた年とする。人等の県民稅、法人の事業稅及び地方法人特別稅にあっては各事業稅及び地方法人特別稅にあっては各事項(未納の額のないことを除く。)の証明は、稅目(法人の事等」という。)第六条の二十一第一項第一号及び第二号に掲げる中、地方稅法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「政
- のないことの証明は、当該事実を一件とする。
- 規定により通知した金額ごとに一件とする。税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十六条の四第二項の三一政令第六条の二十一第一項第三号に掲げる事項の証明は、地方
- 事実を一件とする。四、政令第六条の二十一第一項第五号に掲げる事項の証明は、当該四、政令第六条の二十一第一項第五号に掲げる事項の証明は、当該
- 数とする。 五 その他県税に関する事項の証明は、前各号に準じて計算した件